

インサイダー取引に対する 証券取引等監視委員会の対応

証券取引等監視委員会
事務局次長
野山 宏



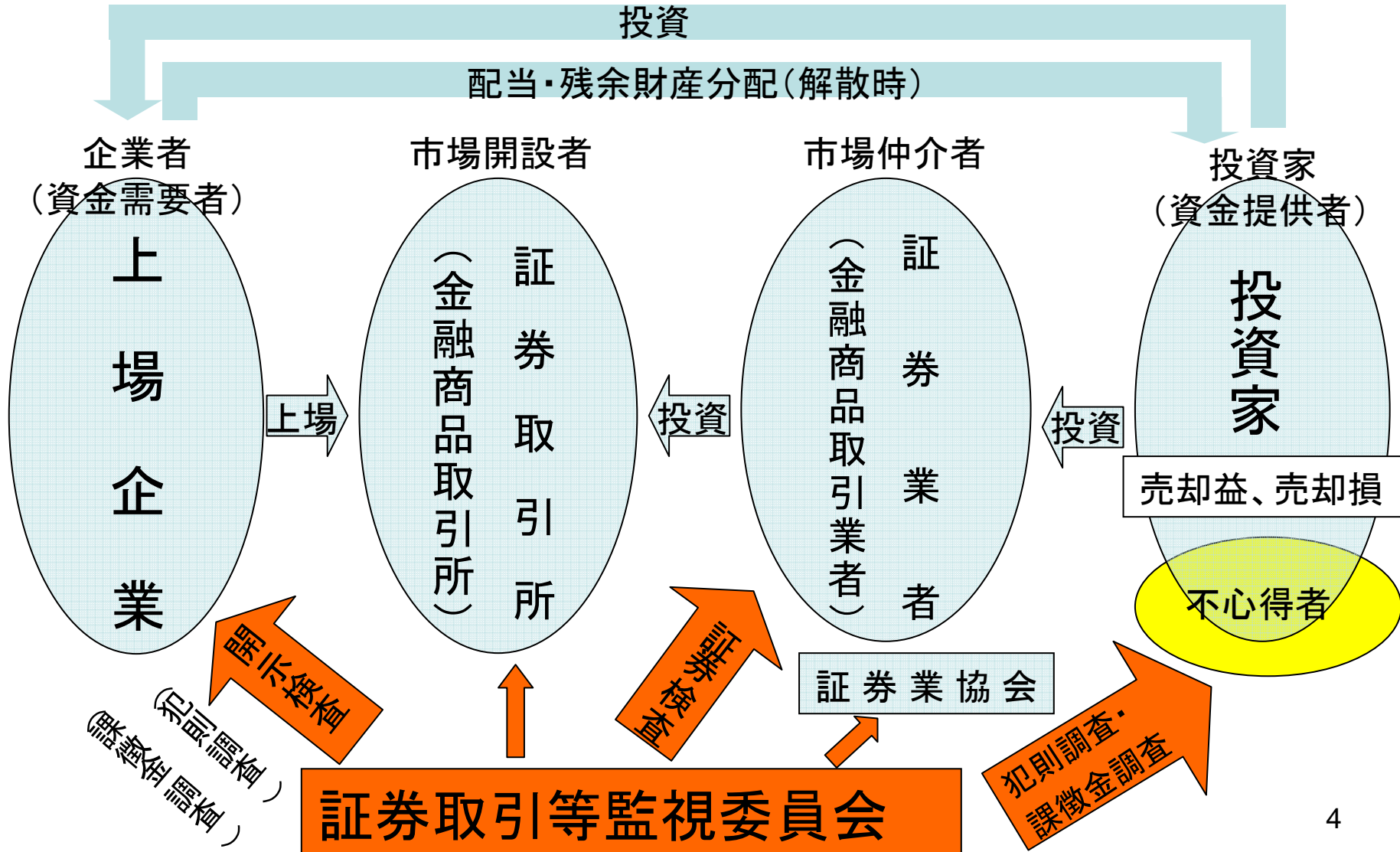
Topics

1. 証券取引等監視委員会の活動；
基本方針と重点施策
2. 最近のインサイダー取引の状況
3. インサイダー取引への対応



1. 証券取引等監視委員会の 活動;基本方針と重点施策

証券市場





不公正取引

罰則、課徴金
民事法上も違法

- 風説の流布 (法 158)
- 偽計 (法 158)
- 相場操縦 (法 159)
- インサイダー取引 (法 166、167)
- 不正行為の一般的禁止規定
(法 157)



開示

- 有価証券届出書
- 有価証券報告書
- 四半期報告書
- 臨時報告書 など

重要な事項についての虚偽記載

→ 刑事罰、課徴金

→ 民事賠償責任（法17～）



証券検査

- 財務の健全性の確保
 - 取引の公正の確保
- 金融庁に処分勧告
(登録取消、業務停止命令、業務改善命令)



最近の刑事告発事例

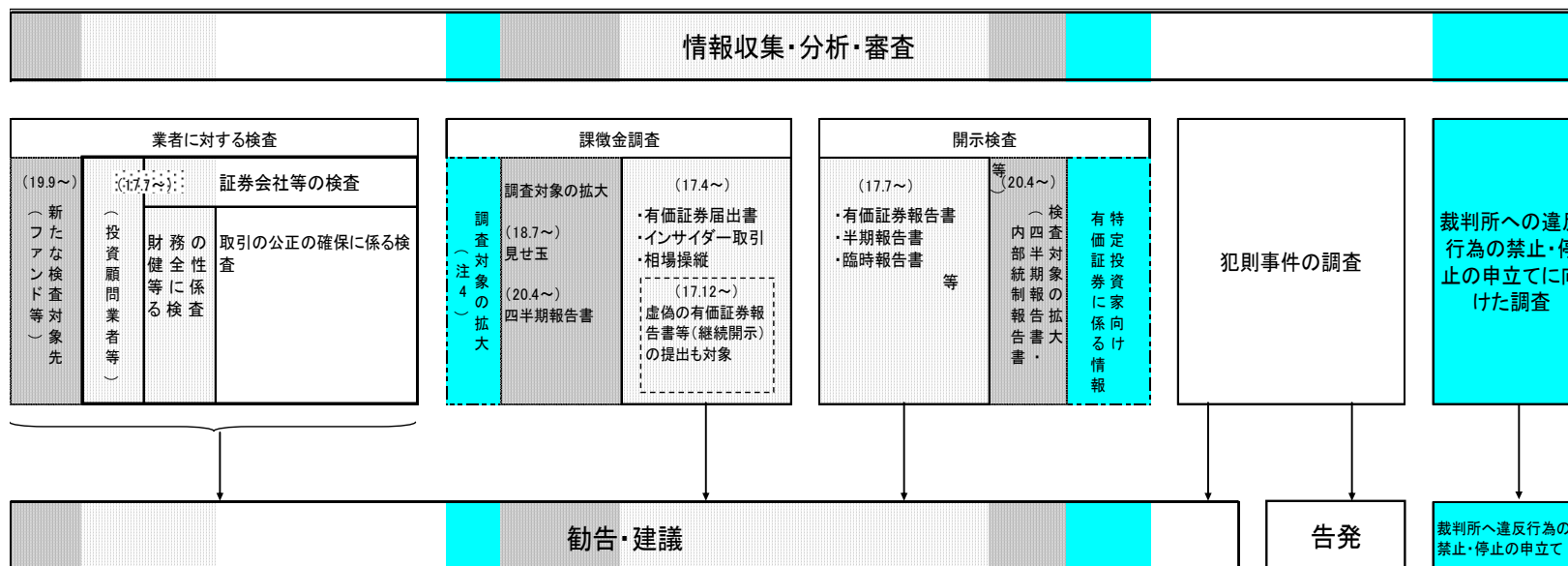
- 西武鉄道：有価証券報告書の虚偽記載（親会社保有株式割合の過小記載）（05年3月）→上場廃止
- 中央青山監査法人会計士：カネボウの粉飾への関与（05年9月）
- ライブドア：偽計・風説の流布、有価証券報告書の虚偽記載（06年2, 3月）→上場廃止
- 村上ファンド：インサイダー取引（06年6月）
- 丸八証券：相場固定（08年3月）
- ICF（オーベン）：偽計（08年3月）
- 野村証券社員：インサイダー取引（08年6月）



最近の課徴金事例

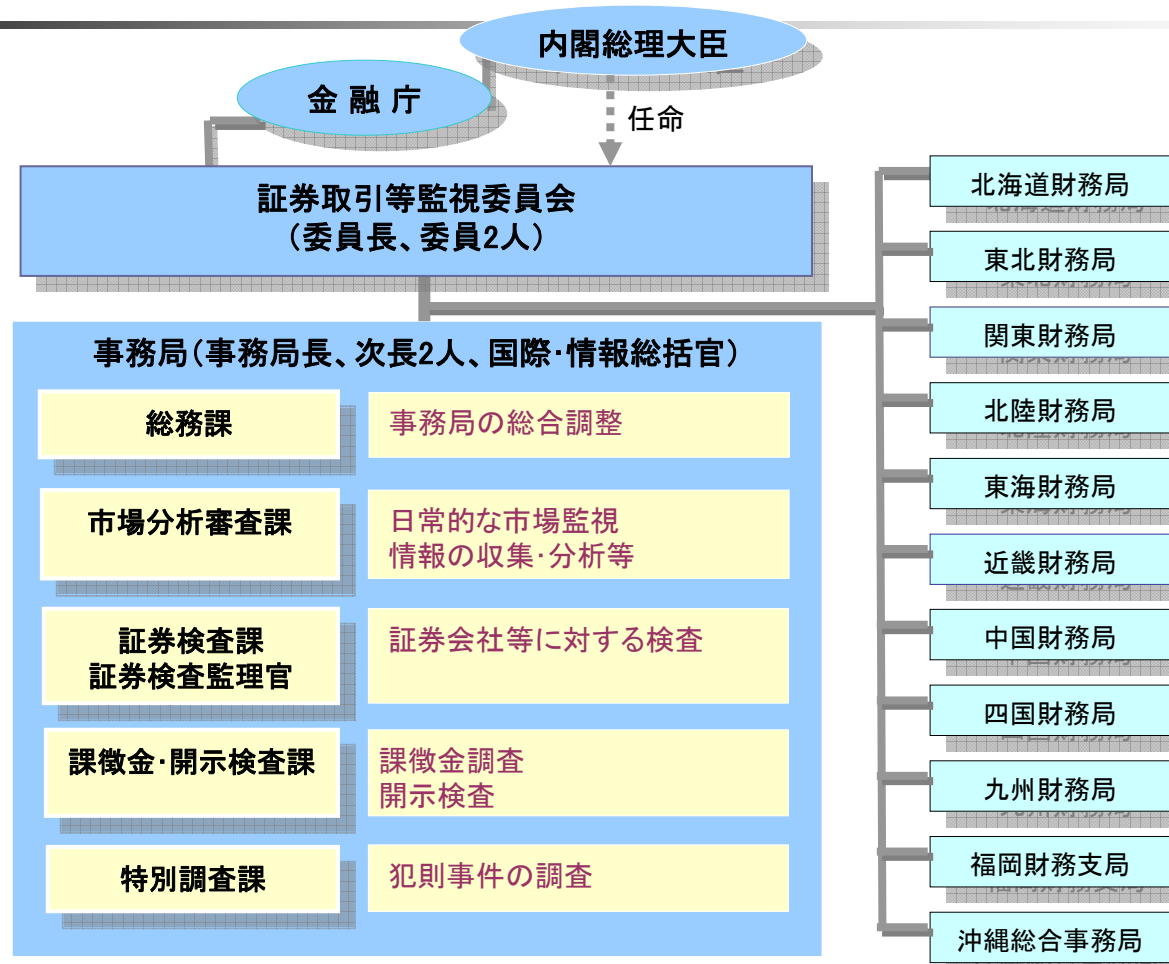
- 日興コーディアル: 有価証券報告書の虚偽記載(06年12月)
- 三洋電機: 有価証券報告書の虚偽記載(07年12月)
- アスキーソリューションズ: 有価証券報告書の虚偽記載(08年2月)→上場廃止
- NHK記者: インサイダー取引(08年2月)
- 新日本監査法人公認会計士: インサイダー取引(08年3月)
- I H I : 有価証券報告書の虚偽記載(08年6月)

機能



- (注1) 2番目に濃い網掛け(■部分)が「金融商品取引法」の施行に伴い検査・調査の対象となった部分。
- (注2) 四半期報告書、内部統制報告書及び確認書は、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用。
- (注3) 最も濃い網掛け(■部分)が「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴い検査・調査等の対象となる部分。
- (注4) 今般、拡大する調査対象の内容は以下のとおり。
- ・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
 - ・相場操縦のうち仮装売買・馴合売買・安定操作取引。
 - ・発行開示書類・継続開示書類の不提出。

組織



上場会社コンプライアンスフォーラム
(20.11.7)



定員

年度	予算定員		
	証券監視委	財務局等	合計
4年度	84	118	202
5年度	84	118	202
6年度	86	118	204
7年度	88	118	206
8年度	89	118	207
9年度	91	118	209
10年度	98	126	224
11年度	106	132	238
12年度	112	138	250
13年度	122	143	265
14年度	182	182	364
15年度	217	199	416
16年度	237	204	441
17年度	307	245	552
18年度	318	246	564
19年度	341	268	609
20年度	358	282	640

上場会社コンプライアンスフォーラム
(20.11.7)

活動状況

事務年度		4~12	13	14	15	16	17	18	19	合計	
区 分											
	犯則事件の告発 (件)	36	7	10	10	11	11	13	10	108	
	勸 告 (件)	188	26	30	26	17	39	43	59	428	
	証券検査結果に基づく勸告	188	26	30	26	17	29	28	28	372	
	課徴金納付命令に関する勸告	—	—	—	—	—	9	14	31	54	
	訂正報告書等の提出命令に関する勸告	—	—	—	—	—	1	1	0	2	
	建 議 (件)	4	0	2	1	0	5	3	0	15	
証 券 検 査	金融商品取引業者(者)	内618 767	内72 96	内81 118	内93 125	内83 113	内111 150	内107 150	内132 187	内1,297 1,706	
	第一種金融商品取引業者	内618 767	内72 96	内81 118	内93 125	内83 113	内86 111	内80 99	内111 138	内1,224 1,567	
	旧国内証券会社	内617 694	内72 82	内81 98	内92 107	内83 96	内73 88	内68 78	内63 89	内1,149 1,332	
	旧外国証券会社	72	14	20	17	17	10	9	1	160	
	旧金融先物取引業者(業者)	内1 1	内0 0	内0 0	内1 1	内0 0	内13 13	内12 12	内48 48	内75 75	
	第二種金融商品取引業者	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
	投資運用業者、投資助言・代理業者 (旧投信・投資顧問業者(業者))	内— —	内— —	内— —	内— —	内— —	内25 39	内27 51	内21 47	内73 137	
	投資法人(法人)	—	—	—	—	—	2	7	10	19	
	登録金融機関(機関)	内46 55	内5 7	内11 13	内10 13	内20 27	内23 28	内26 27	内29 32	内170 202	
	金融商品仲介業者 (旧証券仲介業者(業者))	内— —	内— —	内— —	内0 0	内0 0	内1 1	内1 1	内1 1	内3 3	
	自主規制機関(機関)	1	2	0	2	0	2	6	1	14	
	その他	0	0	0	0	0	0	1	2	3	
	問題点が認められた会社(社等)	551	57	78	67	67	93	142	121	1,176	
	取引審査(件)	内877 2,062	内122 392	内255 684	内305 687	内307 674	内320 875	内408 1,039	内500 1,098	内3,094 7,511	

上場会社コンプライアンスフォーラム
(20.11.7)



基本方針(1) (2007. 9)

1. 機動性・戦略性の高い市場監視

- 市場監視手段の戦略的活用による迅速、効果的監視
- タイムリーな対応、顕在化しつつあるリスクへの対応
- 自主規制機関、海外当局との連携の強化



基本方針(2) (2007. 9)

2. 市場規律の強化に向けた働きかけ

- 建議の活用:ルール整備、制度作り
- 自主規制機関を通じた市場参加者への働きかけ
- 市場参加者との対話、市場への情報発信の強化



重点施策(1): 包括的・機動的市場監視

- 発行市場・流通市場全体の監視
- 直ちに法令違反とはいえない取引の監視
(例)MSCB, 不適切なファイナンス等
- 個別取引や市場動向の背景にある問題の
分析
(例)サブ・プライム問題

重点施策(2); 課徴金制度の一層の活用

- 迅速性
- 効率性
- 課徴金制度の見直し
 - 対象の拡大
 - 金額の引き上げ
 - 加算・減算措置

重点施策(3); 金融商品取引法の適切な運用

- 証券検査・・・内部管理態勢に着目した検査
- 開示検査・・・四半期開示制度に適切に対応

重点施策(4); 自主規制機関等との連携

- 証券取引所・証券業協会との連携
 - 売買審査; 特にインサイダー取引、株価操縦等
 - 上場審査・上場管理
 - ルール整備

重点施策(5); グローバル化への対応

- 海外当局との情報交換、法執行
- 国際的な電子取引の監視; DMA (Direct Market Access)



2. 最近のインサイダー取引の状況



最近の不正取引の傾向

- 発行市場での不正（流通市場にとどまらない）
- 新興市場を中心に経営不振の上場企業の著増と不振企業につけこむ不心得者の増加
- 複雑化：商品、取引、スキーム等、企業のM & A関連
- クロスボーダー化
- ネット・トレーディングの悪用



インサイダー事案の傾向

- 課徴金制度の活用・・・摘発件数の増加、小規模事件も摘発
- 発行企業におけるインサイダー情報の内部管理体制の未整備
- 高い職業倫理が求められる職種における規律の欠如
 - 報道機関
 - 証券会社
 - 印刷会社(法定公告の印刷会社)
 - 公認会計士
 - ?????



インサイダー取引の増加

	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度
審査件数	6 9 3	8 8 4	9 5 1
課徴金納付 勧告件数	9	9	2 1
告発件数	5	9	2



3. インサイダー取引への対応

上場企業に期待されること; 内部管理態勢の構築

インサイダー取引防止の前提としての内部 管理態勢の構築の必要性

- 情報管理
- 株取引等に関する規定、規則等の整備
- 職員(含む業務の外部委託先、派遣社員等)のコンプライアンスの徹底:研修等
- 内部管理態勢の実効性の検証:内部監査



インサイダー取引違反の効果

違反者には、

刑事罰 : 5年以下懲役、500万円以下罰金


課徴金 : 利得相当額(法定の計算方法による)

世間相場

違反者所属企業には、

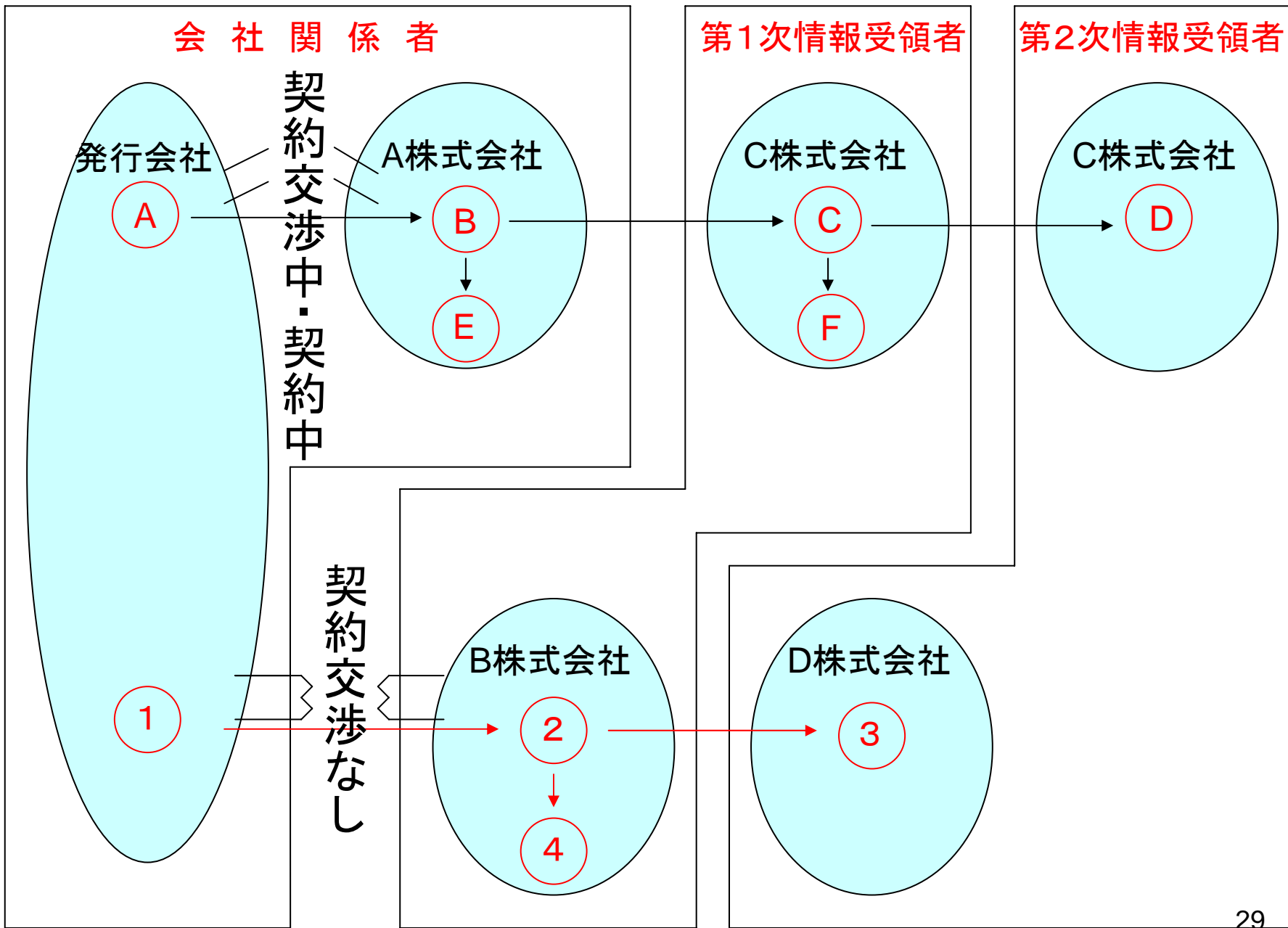
企業の信用が損なわれる

業績の低下等の深刻な事態につながることも・・・



インサイダー取引の要件

1. 会社関係者・第一次情報受領者(が)
2. 重要事実(を知って)
3. 公表(前に)
4. 株式の売買(をすること)





重要事実

決定事実、発生事実
決算情報、バスケット条項

▶ 重要事実の発生時期に注意！


会社の正式な機関決定（取締役会決議など）よりも相当早い時期に実質的な決定がされたと認定されるのが通常

→ 社内体制の整備もこれを前提に



公表(前)

- T. D. net.
- 2以上の報道機関に公開して12時間経過
- 有価証券報告書等の公衆縦覧
- 自社H.Pへの掲載は、「公表」にならない
- 早期公表が社内から違反者が出ることを防ぐ



インサイダー取引の調査

- 証券取引所
証券監視委 市場分析審査課
- すべての取引が監視の対象。すべての取引は見られている。
- 重要事実が公表された銘柄について調査。
- 課徴金制度の導入により、中型・小型案件の摘発も増加

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

課徴金事例集は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm>

情報提供は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/watch>

tel: 03-3581-9909